

○白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年1月1日

規則第71号

改正 平成19年3月26日規則第1号

平成21年6月29日規則第12号

平成21年10月27日規則第18号

平成23年3月28日規則第4号

平成28年3月31日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成17年白石町条例第109号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条に規定する社会保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(受給資格の申請)

第3条 条例第5条の規定により助成を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格登録（更新）申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の登録（更新）申請の際には、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第2条の各号に規定する書類（ただし、第2号、第4号の2、第5号の2に規定する書類を除く。）を提出するとともに（障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の受給者については町長の確認によって替えることができる。）、重度の身体障害者については身体障害

者手帳を、重度の知的障害者については療育手帳を、また、重複障害者については身体障害者手帳及び療育手帳を町長に提示しなければならない。ただし、同条各号に規定する書類のうち第3号に規定する書類については、様式第2号のとおりとする。

(受給資格証の交付)

第4条 町長は、前条の規定による登録(更新)申請があった場合は、内容を審査の上、条例第2条に規定する助成対象者であると認めるときは、当該申請者を受給資格者として登録するとともに、重度心身障害者医療費受給資格証(様式第3号。以下「受給資格証」という。)を申請者に交付するものとする。

2 前項の受給資格証は、毎年8月1日に更新するものとし、更新の手続は、毎年7月1日から7月31日までに行うものとする。

(登録申請の却下通知)

第5条 町長は、受給資格がないと認めるときは、重度心身障害者医療費受給資格登録(更新)申請却下通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

2 受給資格者は、受給資格証の有効期限が満了し、又は受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに町長に返還しなければならない。

(再交付申請)

第6条 受給者は、受給資格証を紛失し、又は破損したときは、重度心身障害者医療費受給資格証再交付申請書(様式第5号)を町長に提出して、再交付を受けるものとする。

(助成の申請)

第7条 条例第6条の申請は、様式第6号及び高額療養費の適用を受けるものについては、高額療養費受給状況申出書(様式第7号)によるものとする。

(助成の決定通知)

第8条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、重度心身障害者医療費助成決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第9条 条例第8条の規則で定める事項は、次のとおりとし、内容変更届出書は、様式第9号のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第2条に規定する助成対象者としての要件
- (4) 医療保険の世帯主（被保険者、組合員）、記号番号、名称、所在地、附加給付額及び損害賠償額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の白石町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和57年白石町規則第17号）、福富町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和50年福富町規則第10号）又は有明町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和58年有明町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月26日規則第1号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月29日規則第12号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月27日規則第18号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。